

## 長和町公共施設個別施設計画(案)に関するご意見及び長和町の考え方

ご意見	長和町の考え方
<p>・番号 51：長久保宿丸木屋(長和町長久保宿地域交流センター)</p> <p>・番号 52：長和町長久保宿歴史資料館</p> <p>⇒以上に関して、「貸し付けを検討」及び 2026 年では「必要に応じて修繕を実施」とのことであるが、住民及び関係者同様に別荘オーナーに対しても、情報及び早期且つ平等なご検討及び対応をお願いしたい。</p> <p>⇒又、現在の長和町規則では、丸木屋は 1 日(単日ベース)での利用許可申請書と第 14 条での町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる・・・となっているが、これも上記同様に平等且つ早々の対応をお願いしたい。</p>	<p>番号 51「長久保宿丸木屋」および番号 52「長和町長久保宿歴史資料館」につきましては、現在、貸付の可能性を含めた利活用の在り方について検討を進めているところであります。</p> <p>そして、これらの検討にあたっては、より幅広い情報提供の在り方や検討機会の確保について、公平性および透明性の確保に十分配慮しながら進めてまいります。</p> <p>また、丸木屋の利用許可申請や管理運営に関する現行規則につきましても、ご指摘の趣旨を踏まえ、より公平で円滑な運用となるよう、必要に応じて見直しや対応の在り方を検討してまいります。</p>
<p>・番号 258～126(その他施設)に関しては、老朽化等にて取り壊し(解体)等、機能として、廃止案件が多くなっている。</p> <p>⇒一部、借受者、貸し付け先方との修繕を協議とある様に、その他案件や今後同様な案件が発生した場合は、住民関係者含め別荘オーナーへも取り壊し(解体)への方針(方向性)への決定の前に、その他、継続利用価値がないか?(貸し付け、譲渡等・・・)情報提供があればありがたい。</p>	<p>番号 258～126 に該当するその他施設につきましては、老朽化等の理由により、解体や機能廃止を検討せざるを得ない施設が増加している状況でございます。</p> <p>一方で、一部施設においては、借受者や貸付先との協議の中で修繕を行い、利活用を継続している事例もあることから、今後同様の案件が発生した際には、直ちに解体の判断を行うのではなく、貸付や譲渡等を含めた継続的な利活用の可能性についても検討することが重要であると認識しております。</p> <p>そのため、解体等の方針決定にあたっては、幅広く情報提供を行い、多様な視点からご意見をいただくよう努めてまいります。</p>